

# 葬儀後の諸手続き一覧

種類	手続き	項目	窓口	備考	申請期限	印鑑	印鑑証明証	住民票	戸籍謄本	戸籍抄本	除籍謄本	除籍抄本	死亡診断書	死亡書の 年金事務 (遺言)	保険証書	その他	
国民年金	遺族基礎年金	遺族補償金の受け取り	住所地の市区町村の 国民年金課、 社会保険事務所	死亡者、受取人により遺族給付が変わります。	すみやかに (5年以内)	●		世帯全員の ●	●		●		●	●		振り込みを受ける金融機関名と口座番号	
	寡婦年金	国民年金(遺族・基礎・寡婦)受け取りのための裁定請求			すみやかに (5年以内)	●		世帯全員の の写し ●	●		●		●				
	死亡一時金	死亡一時金の受け取り手続き	住所地の市区町村の 国民年金課	一時金として受け取る場合。	すみやかに (2年以内)	●		世帯全員の の写し ●	●		●		●				
厚生年金	遺族厚生年金	厚生年金保険受け取りの 裁定請求	最終勤務地を管轄する社会 保険事務所	死亡日から5年間、裁定請求をしないと年金 受給権が消滅します。	すみやかに (5年以内)	●		世帯全員の写し ●	●		●		●	●			
共済年金	遺族共済年金				すみやかに (5年以内)	●		世帯全員の写し ●	●		●		●		●		
国民健康保険	葬祭費	埋葬料または葬祭費の 受け取り手続き (社会保険・国民健康保険)	会社の総務課、保険事務所 (社会保険)	2年以内	●								● または 埋葬 許可証	●	●	死亡を証明する書類	
健康保険 (社会保険)	埋葬料(費) 家族埋葬料		市区町村の保険年金課 (国民健康保険)		●									●	●	●	事業主の証明
					●									●	●	●	事業主の証明または死亡を証明する書類
労災保険	葬祭料 遺族補償年金	労災による死亡の遺族(補償)年金 一時金の受け取り手続き	所轄の労働基準監督署	労災保険の年金で、業務上または通勤上の疾 病で死亡した時、給付されます。	2年以内	●		●	●		●		●				
					5年以内	●		●	●		●		●				
生命保険	死亡保険金	生命保険の受け取り手続き	生命保険会社	勤務先で加入している保険などがあれば聞いて 必要書類を整えます。 住宅ローン(団体信用生命)も忘れずにします。	3年 以内	●	● 保険金 受取人		● 保険金 受取人				●		●	最終の支払い保険の領収書 申請期限は保険会社によって違う可能性あり。 申請書類にて要確認	
簡易保険	死亡保険金	簡易保険の受け取り手続き	郵便局	死亡保険金請求書、 入院給付金特約がある時は入院証明書	5年 以内	●			●			● 被保険者	●		●	最寄りの郵便局へ要確認	
雇用保険	失業保険	雇用保険の資格喪失の 届け出	公共職業安定所	失業保険の受給資格者が、死亡時に支給されるべき 失業保険で、まだ支給されていないものがある場合 一定の範囲の遺族が支給を請求できます。												公共職業安定所に要確認	
銀行預金 郵便貯金	名義変更	銀行預金・郵便貯金の 引き出しと相続手続き	各銀行、郵便局	銀行などが死亡を知ってから相続の手続きが 完了するまで支払いは停止されます。		●	● 相続人 全員		● 被相続人の 出生から現在まで		●					依頼書、遺産分割協議書、預貯金証書 各金融機関に要確認(特に日本郵政公社)	
不動産	名義変更	所有権移転登記 貸付金・借入金の権利移転	法務局	相続と関係します。多額の借金を残して死んだ場合 相続放棄をしたり、遺産の範囲内に限定して相続す ることもできます。このような場合は家庭裁判所に 3か月以内に、相続財産のうち登記・登録の必要な ものは、チェックしましょう。		●	● 相続人 全員	●	● 被相続人の 出生から 現在まで		●					所有権移転(保存)登記申請書 除住民票(被相続人) 固定資産課税台帳登録証明書 遺産分割協議書(遺言)	
株券(株式) 社債・国債	名義変更	株式・社債・国債の 名義変更	各証券会社・信託銀行など	無記名債権でもマル優扱等所有者の名義が関 係している場合があります。		●	●		●		●					名義書換請求書(株券、社債、国債等) 各証券会社・信託銀行に要確認	
電話	名義変更	電話加入権の継承届け	N T T	電話帳の名前の変更も忘れずに。		●										電話加入権承継届	
電気・ガス 水道	名義変更	NHK・電気・ガス・水道等の 銀行引き落とし口座変更	各公共料金機関	印鑑、通帳、領収書の控えを揃え、銀行に変更 を依頼します。		●		●	● 除籍者を含む								
借地・借家	名義変更	借地・借家の契約	家主・地主													家主・地主への申し出	
所得税の 準確定申告		死亡した者の所得税の 確定申告	所轄の税務署	会社で源泉徴収している場合は、原則として 必要ありません。故人が確定申告をしていた 場合は、相続人が4ヶ月以内に申告します。	4ヶ月 以内	●											
相続税の申告		相続税の申告	所轄の税務署	早めに相続専門の税理士へ相談しましょう。	10ヶ月 以内	●	●	●	●							相続税申告書、財産明細書等添付書類	
医療費控除による 税金の還付手続き		医療費控除による税金の 還付手続き	所轄の税務署	医療費が10万円以上の場合、確定申告により 控除の対象になります。	5年 以内	●			● 相続人							その年の源泉徴収書・支出を証明する領収書	
会社役員の 死亡	役員 の変更登記	取締役の退社変更手続き	会社、法務局	取締役死亡による退任等の申請を法務局へ。 (2週間以内)	2週間 以内	●	● 新代表者				●					取締役会議事録 株主総会議事録(社員総会議事録)	
自動車	名義変更	自動車税の納税義務消滅 の申告	陸運支局、 自動車検査登録事務所	自動車検査証書書き換えによって、新しい所 有者に納税義務が移ります。		●	●	●	●		●					移転登録申請書、自動車検査証、 自動車検査記入申請書(遺産分割協議書)	